

湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

湯河原町長 富田孝宏

湯河原町規則第 4 号

湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年湯河原町規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。